

大学への入構禁止および施設貸出の中止について

総務本部長

令和2年4月16日に政府より新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言が全国に拡大して発令されたことを受けて、21日より秋田県でも緊急事態措置が講じられ、この措置の一環として、大学の休業が要請されています。

これにより、秋田県立大学では、4月25日（土）より5月6日（水）までの間、以下のとおりの措置を行うこととします。

① 学生および学外者の入構禁止

本学関係者以外の大学敷地内への立入を禁止します。散歩等を含む立入や通り抜けも固く禁じます。ただし、業務委託契約を締結している業者、納品や配達は除きます。また、学生も教員に許可を取っているものを除き、原則入構を禁止します。

② 大学施設の貸出の中止

全ての大学施設の貸出を休止します。上記期間内における施設利用許可を既に得ている場合も、これを取り消します。

また、同期間は図書館は休館となります。

以上の措置は状況に応じて、期間を延長することがあり得ます。

新型コロナウイルスの一日も早い終息のために、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上